

# 第1章 計画策定の概要

## 1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）」及び「仙台市障害福祉計画（第5期）（計画期間：平成30年度～令和2年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第1期）（計画期間：平成30年度～令和2年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。令和2年12月には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、令和3年3月に「仙台市障害福祉計画（第6期）（計画期間：令和3～5年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第2期）（計画期間：令和3～5年度）」を策定し、更なる施策を展開してきました。

今般、各計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

## 2 位置づけ

### （1）法令根拠

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の障害者施策全体の方向性を定めるものです。また、障害者情報アクセシビリティ\*・コミュニケーション施策推進法<sup>1</sup>第9条第1項の規定に基づき、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては、同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

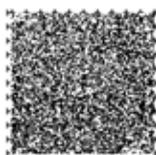
障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法<sup>2</sup>第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業\*の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。

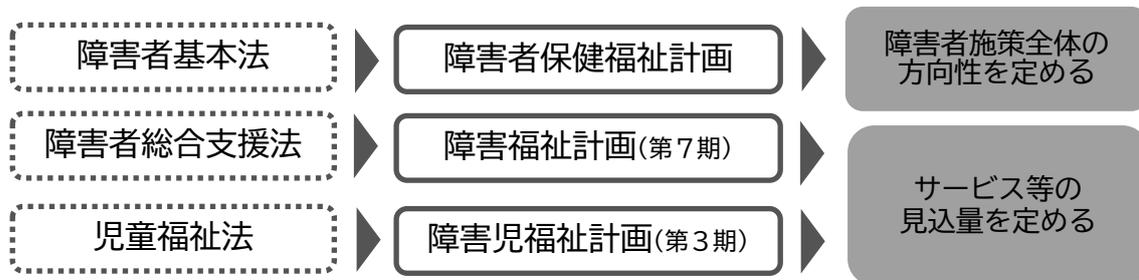
障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。本市では、障害のある方々に対し、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援の提供を目指す観点から、これら3つの計画を一体のものとして策定します。

---

1 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

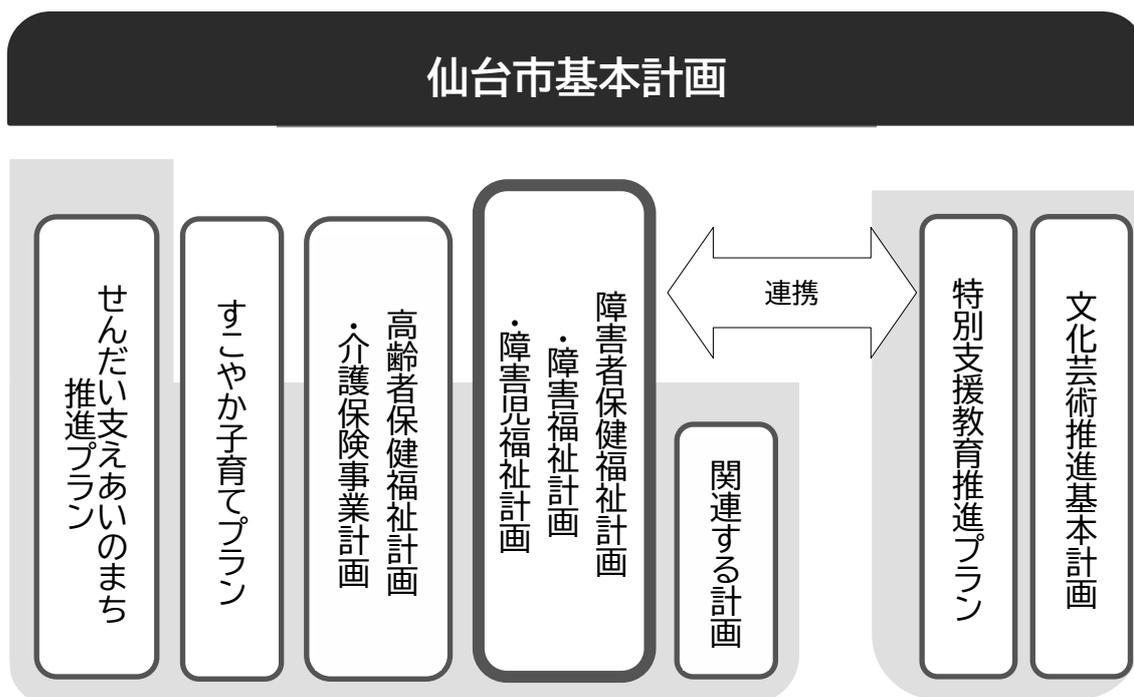




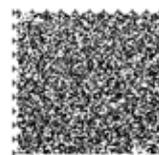
◆ 図：各計画と法律の対応

## (2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本計画 2021-2030」に掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「せんだい支えあいのまち推進プラン」と関連する「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」等の計画や、「仙台市特別支援教育推進プラン」及び「仙台市文化芸術推進基本計画」と緊密に連携し、施策を推進します。



◆ 図：計画の位置づけ



### 3 対象

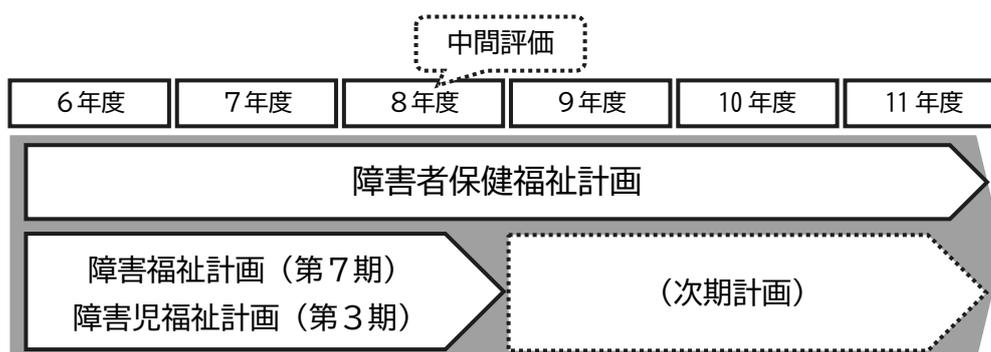
本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

本計画の「障害のある方」は、障害者基本法などに準じて、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害\*を含む）、難病\*その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

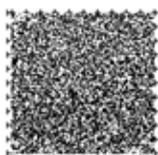
### 4 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



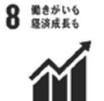
◆ 図：計画期間の全体像



## 5 SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年に国際連合総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための令和 12 (2030) 年までの国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台市 SDGs (持続可能な開発目標) 推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

◆ 図：計画に関連する SDGs 目標

